

再就職・起業準備講座(企業訪問会)



特集：金融商品取引法が
施行されました

9月30日から



No. 27
2007.11

愛称…アイネス (i-ness)

新しい時代の消費生活、男女共同参画を
自らが考える場を意味しています

i ……愛情・情報・私
ne ……新しさ (=new) 次の時代 (=next)
s ……消費
s ……参画

大分県消費生活・男女共同参画プラザ

アイネスホツと通信

INDEX

特集	2~3
消費生活のひろば	4~5
男女共同参画のひろば	6~7
アイネスの講座・イベントのお知らせ	8

アイネス相談ダイヤル

消費生活等相談	097-534-0999
消費生活特別相談 第3日曜日(休館日)を除く日曜日(13:00~16:00)	097-534-4034
食品表示 110 番	097-536-5000
男女共同参画についての申出	097-534-8477
女性総合相談	097-534-8874
女性のための仕事相談	097-534-8614
県民相談	097-534-9291

9月30日から

金融商品取引法が施行されました

この法律は投資性のある金融商品を取引する際の利用者保護と、透明で公正な市場づくりをめざして作られたものです。その概要を紹介します。

金融商品取引法で、取引はこう変わる

◆ 投資性のある多様な金融商品を、すき間なく対象に！

金融商品によってバラバラだった法体系をできるだけ幅広く横断的にまとめ（横断化）、規制のすき間に落ちる金融商品をなくそうとしています。

◆ さまざまな行為ルールを強化！

販売・勧誘の場面を中心に、業者の行為ルールが強化されました。

広告の場面での規制

…リスクや手数料などの表示の明確化、大きな字で表示など

◆ 対象者がプロかアマかによって、保護ルールに差があります！

対象者が特定投資家（プロ）か一般投資家（アマ）かによって、保護ルールに差が設けられています（柔軟化）。プロには利用者保護ルールのほとんどが適用されません。

◆ 金融商品取引業者は登録制に！

金融商品を取り扱う業者はすべて「金融商品取引業」と位置づけられ、内閣総理大臣に申請、登録した業者でないと業務はできません。

販売・勧誘・契約の場面での規制

適合性の原則

その人に合った商品を販売・勧誘すること

書面交付義務

商品の仕組み、リスク、コストがわかるように記載した書面を交付すること

禁止行為

不招請勧誘の禁止（一部）、再勧誘の禁止（一部）、断定的判断の提供の禁止、虚偽の説明の禁止

損失補てんの禁止

取引によって生じた損失の補てんを禁止

金融商品取引法の対象は、投資性のある金融商品です！

これまで規制対象となっていない新しい金融商品がたくさん出現してきています。金融商品取引法では、従来の法制の「すき間」を埋め投資性のある金融商品をできるだけ幅広く横断的に規制対象としました。

従来の規制と対象商品例

	規 制 法	金 融 商 品
金融商品販売法	証券取引法	・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・有価証券に関するデリバティブ取引等（限定列挙）
	銀行法	・外貨預金
	保険業法	・変額年金保険
	不動産特定共同事業法	・不動産特定共同事業契約

新しい規制と対象商品例

	規 制 法	金 融 商 品
新しい法制	金融商品取引法	・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・信託受益権 ・集団投資スキーム持分 ・様々なデリバティブ取引
		・投資性のある預金商品 ・投資性のある保険商品 ・不動産ファンド等
	金融商品取引法の販売・勧誘ルートに準ずる	

「金融商品取引業」について知っておきましょう！

◆ 金融商品取引業は、すべて登録制です

金融商品取引業を行う業者はすべて内閣総理大臣に申請、登録が必要になりました。

◆ 多様な業者が参入してきます

個人でも第二種金融商品取引業や投資助言・代理業を開業できます。金融商品取引業へのハードルが低くなり、多様な業者が参入してくる可能性があります。消費者としては、「登録を受けた業者であるか」を確認するとともに、「信用できる業者か」を見極める必要があります。高まっています。

◆ 金融商品取引業の種類は……

金融商品取引業は取り扱う内容に応じて4つに分類されました。財産的基盤（最低資本金など）や事業者としての適確性の規定が設けられました。

金融商品取引業	主な業務内容
第一種金融商品取引業	・流動性の高い有価証券の販売・勧誘 ・顧客資産の管理 ・店頭デリバティブ取引の販売・勧誘
第二種金融商品取引業	・流動性の低い有価証券の販売・勧誘 ・市場デリバティブ取引の販売・勧誘
投資運用業	・投資運用
投資助言・代理業	・投資助言 ・投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介

広告のルールは、どう変わったの？

◆「重要事項」などについての表示が義務づけられました！

表示事項

- 事業者名
- 登録番号
- 重要事項
 - ・ 手数料（支払う手数料の合計額または計算方法の概要。表示できない場合はその理由）
 - ・ 保証金などの情報
 - ・ 金利等の変動によって損失が生じるおそれ
 - ・ 元本を上回る損失が生じるおそれ
 - ・ その他、顧客が不利益となることからなど

◆明確で正確な表示が、義務づけられました！

特に、「リスク」に関する表示は、その広告に使われている最大の文字と著しく異ならない大きさの文字で表示することになりました。

金融商品を取引するときの注意は？

金融商品取引法では、業者が一般の投資家（アマ）を相手に、販売・勧誘・契約を行うときに守るべきルールが定められています。こうしたルールを業者が守っているかどうかは、私たちが自分で確認し、守っていない業者とは取引しないようにしましょう。

◆業者には内閣総理大臣への登録が義務づけられています。

※登録業者かどうかを、金融庁のホームページ（<http://www.fsa.go.jp>）で確認しましょう！

登録業者だからといって取引の安全性が保証されているわけではありません。

取引しようとしている業者の勧誘方針や財務状況などを確認しましょう。

◆業者は、顧客の知識や経験、資産状況、購入目的等を確認したうえで、顧客に合った商品をすすめることが義務づけられています（適合性の原則）。

◆業者の次のような行為は、顧客の投資判断を誤らせるものとして、禁止されています。

真実ではないことを言って購入をすすめること。（虚偽の説明）

「必ず上がります」とか「絶対に〇〇になる」と断定することや、そう思わせるような表現を使って購入を誘うこと。（断定的判断の提供）

頼んでもいないのに自宅や勤務先に押しかけてきたり電話をかけてきて、取引を勧誘すること。（不招請勧誘）

「いいですね」とはっきり断ったのに、しつこく取引を勧誘すること。（再勧誘）

※当面、外国為替証拠金取引（店頭取引）のみ。

※当面、金融先物取引のみ。

◆業者は、契約前に、契約の内容を説明する書面を顧客に必ず渡すことが義務づけられています。

☆書面には、次の事項を必ず記載することが義務づけられています。

登録業者がどうかを、再確認しましょう。

先物取引やオプション取引等を行なうと、大きな損失を被ることがあります。

クーリング・オフができるのは、投資顧問契約に限られています。契約内容をしっかりと確認しましょう。

- ① 登録業の種類と登録番号
- ② 事業者名と住所
- ③ 金融商品の概要
- ④ 手数料や報酬などの費用
- ⑤ 元本割れの可能性があること、その原因
- ⑥ 最初に投資した金額を失ったうえに追加の支払いを求められる可能性がある取引の場合は、その原因
- ⑦ 契約が途中で終了するようないことがあるかどうか、ある場合にはその理由
- ⑧ クーリング・オフの対象か否か
- ⑨ 顧客からの連絡先（たとえば、お問い合わせ電話番号）など

購入時だけでなく購入後も手数料や報酬がかかります。トータルの費用を確認することが重要です。

たとえば、次のような場合に元本割れとなります。

- ・ 時価が買値よりも下落した場合
- ・ 約束されていた元金の支払いが行なわれない場合
- ・ 外貨建資産に投資をした場合は、時価>買値であっても、円換算すると元本割れとなることもあります。

解約に制限があるものや、途中解約すると手数料を課されるものもあります。

金融商品販売法についても知っておきましょう！

金融商品販売法（平成13年施行 18年改正）は、幅広い金融商品の販売に関して損害賠償請求ができるとした法律です。金融商品取引法と金融商品販売法は、いわば車の両輪です。

金融商品販売法⇒ 以下の行為に違反し損害を生じたときは、販売業者に損害賠償請求ができます。

ただし、立証責任は消費者側にあります。

- ・ 契約内容のうち、特に重要な事項について販売業者に説明義務を課し、その違反により損害を被った場合
- ・ 断定的判断の提供により損害を被った場合

損害賠償請求できる金額は：

◆損害賠償できる損害額は「元本欠損額」です。「元本欠損額」は推定されます。

*元本欠損額とは 払い込んだ額より受け取った額が少ない場合、その差額が元本欠損額になります。

《損失補てんの禁止と損害賠償》

投資性のある金融商品はもともとリスクがあります。金融商品取引法では、取引で損失が生じたからといって、顧客に損失の補てんをすることや、そうした約束をすることを禁止しています。

しかし、業者の不当な行為によって損失を被った場合は、損害賠償の対象になります。

※この資料は、金融広報中央委員会「はやわかり金融商品取引法」から抜粋したものです。

消費生活の ひろば



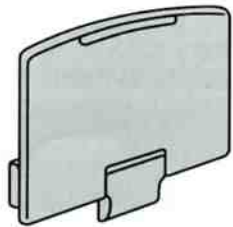
赤ちゃんがあぶない！
おかあさん気を付けて！

危険がいっぱい！

こんな事故が起きています

(国民生活センターに寄せられた情報から)

◎折りたたみ式オムツ交換台からの転落に注意！



収納時

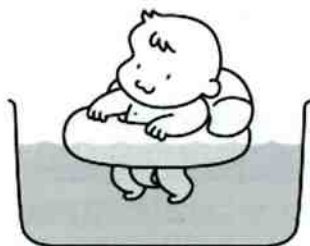


使用時

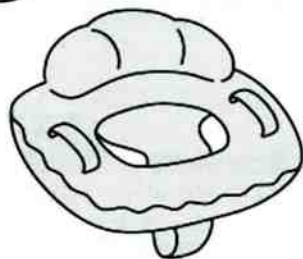
折りたたみ式のオムツ交換台から乳幼児が転落して頭蓋骨を骨折する事故が起きています。折りたたみ式のオムツ交換台はデパートやショッピングセンター、公共施設等の赤ちゃん休憩室やトイレの壁約80センチの高さに設置されています。転落事故が起きたのは、シート部分が横向きで、柵のないフラットなタイプの製品です。

乳児は月齢が低くても、ある日突然動き出したり寝返りを打ったりします。動く力は思いのほか強く、どのような動きをするか予測できないので、簡単なベルトでは固定できないこともあります。オムツ交換台はあくまでオムツ交換のみを目的とした製品です。利用はオムツ交換時だけにして、目や手を離さない注意が必要です。

◎浴槽用浮き輪で乳幼児が溺死！



使用のイメージ



パンツ型シートに
足を通す

浴槽用浮き輪で乳幼児が溺死する事故が起きています。浴槽用浮き輪は、浴槽にすっぽり入る大きさのほぼ四角い浮き輪の真中にパンツ型のシート部分が付いており、そこに足を通して座った状態で浮くことができる浮き輪です。

乳幼児のダミーを用いた検証では、浮き輪のパンツ部にしっかり乗せ、静かに浮かんでいれば転覆・転落することはなかったようです。乳幼児の体がしっかりシート部に納まっていないで身を乗り出したような場合や浴槽の水量が不足気味で乳幼児の足が底に着くような場合は重心が高くなり、後ろにバランスを崩すと転覆・転落する可能性があります。

おいしく健康な食生活を送るために、食品の表示について考えてみませんか。食品表示は、消費者と食品をつなぐ大切な情報源です。表示は様々なルールによって決められています。クイズに答えながら、食品売り場で買い物をしてみましょう。

生鮮食品売り場

野菜



長崎県産にんじん

鮮魚



〇〇産あじ

Q1 長崎県産とは

- ①市場が長崎県
- ②長崎県で収穫された
- ③お店が長崎県内

Q2 魚の表示で、義務づけられていないものはどれでしょう。

- ①天然 ②養殖 ③解凍

加工食品売り場

漬け物

名称	しょうが節漬(割合)
原材料名	しょうが(タイ) しその実 漬け原材料(食塩 醸造酢) 酸味料 調味料(アミノ酸等) 着色料(野菜色素 紅花黄) 保存料(ソルビン酸K)
内容量	55g
賞味期限	上部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避け保存して下さい
販売者	〇〇〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇2-28

菓子類

名称	生チョコレート
原材料名	生クリーム、砂糖、全卵乳、ココアバター、カカオマス、洋酒、バター、ココアパウダー、乳化剤(大豆由来)、香料
内容量	20粒
賞味期限	包装に記載
保存方法	保存は冷蔵庫(10℃以下)でお願います。開封後は製品が乾燥し表面がサラつく場合がございますので出来るだけ密封しお早めにお召し上がりください。
製造者	〇〇〇株式会社 〒000-0000 札幌市〇〇区〇〇



答えとポイント

- Q1** ② 野菜は、名称・原産地表示が義務づけられています。原産地表示は、国内産は都道府県名まで、輸入品は原産国名を記載します。
- Q2** ① 魚介類に必要な表示(JAS法)は、名称、原産地、解凍・養殖です。
- Q3** ② **消費期限**は、安全に食べることができる期限(食品が急速に劣化しやすいものにつけられ、概ね5日以内)
賞味期限は、食品の品質が保たれ、おいしく食べることができる期限
- Q4** ① 原材料及び食品添加物を、それぞれ重量の多い順に表示します。
- Q5** ① その食品で困ったことがあったとき、すぐに調べられるようにするため。
- Q6** ② さば・バナナは、表示を奨励するもの20品目の例です。

食品の表示は、様々な法律で規制されています。

表示を偽ったりすると、業者は罰則を課せられ、社会的信用をなくします。食品業者は法律を遵守し、消費者は表示を意識しながら買い物をしましょう。

食品の表示に疑問を感じたら
食品表示110番
097-536-5000
まで、ご相談下さい。

牛肉



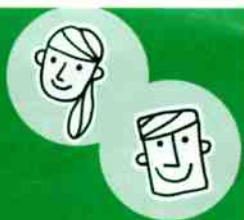
Q3 消費期限とは

- ①食品を冷凍庫で保存できる期限
- ②食品を安全に食べることができる期限
- ③容器包装を開封してから、食べることができる期限

Q6 アレルギーの原因になる食品のうち必ず表示の必要があるものは卵、乳、そば、小麦とあと一つは何でしょう。

- ①さば
- ②落花生
- ③バナナ

男女共同 参画のひろば



平成19年度「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン

夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を侵害し、男女平等を妨げる一つの要因です。国では、毎年、11月12日から25日までの間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、期間中、女性に対する暴力をなくすための様々な取組を行っています。

この運動の一環として、下記のとおり、県と11市町及び関係機関と連携した街頭キャンペーンを実施し、女性に対する暴力の相談窓口カード、パンフレット等を配布します。

平成19年度「女性に対する暴力をなくす運動」街頭キャンペーン実施場所

市 町	日 時	場 所
大 分 市	11/12 (月) 16:00~	トキ八本店前、大分駅周辺
別 府 市	11/11 (日) 9:30~	別府公園
中 津 市	11/18 (日) 15:00~	イオン三光ショッピングセンター
日 田 市	11/23 (金) 10:30~	日田市上津江振興局、市内スーパー前
佐 伯 市	11/23 (金) 12:00~	三余館
臼 杵 市	11/14 (水) 16:00~	サンリブ臼杵、コープうすき
竹 田 市	11/17 (土) 17:00~	サンリブ竹田店
杵 築 市	11/17 (土) 11:00~	マルシヨクサンリブ杵築店
豊後大野市	11/14 (水) 9:30~	道の駅きよかわ、フレイン緒方店、Aコープ朝地支店、Aコープ大野支店・里の駅大地、Aコープ千歳支店、スーパーあべよし、トキハインダストリーアクロプラザ三重
日 出 町	11/4 (日) 9:30~	日出陽谷高校跡地
玖 珠 町	12/6 (木) 18:00~	くすまちメルサンホール

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

○ 改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

- 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- 2 電話等を禁止する保護命令
 - ① 面会の要求
 - ② 行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③ 著しく粗野・乱暴な言動
 - ④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
 - ⑥ 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
 - ⑦ 名誉を害する事項を告げること等
 - ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
- 3 被害者の親族等への接近禁止命令

II 市町村基本計画の策定の努力義務

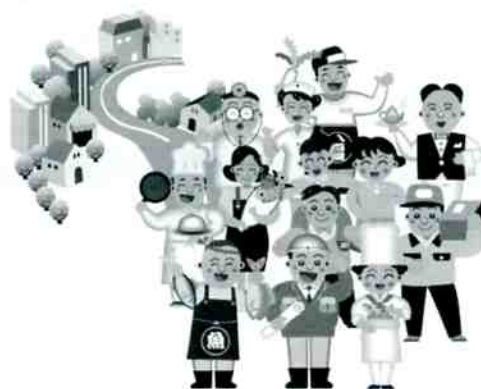
III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- 1 市町村による配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務
- 2 被害者の緊急時における安全の確保を配偶者暴力相談支援センターの業務として明記

IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

詳しくは、大分県生活環境部 県民生活・男女共同参画課
(Tel.097-506-3047) まで。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)
を開設しています。



出前講座をいたします!

電話 097-534-4034 担当者:首藤

アイネスでは、市町村や消費者団体などの要請に応じて、講座・研修会等に講師を派遣しています。消費生活に関する情報の提供と消費者被害の未然防止を図ることが目的です。謝金・旅費等は県が負担しますので、費用は一切かかりません。お気軽にご利用ください。申し込みの際は、事前にアイネス担当者と日程等の打ち合わせを行った上で、原則として講座開催の2週間前までに、申請書を提出していただくこととなります。

アイネスの講座・イベントのお知らせ

11月予定表

1	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		14:00 ~ 14:50	日田地域消費生活セミナー
2	金		
3	土	14:00 ~ 16:00	「NPO法人キャリアサポート華」無料相談
4	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
5	月	9:00 ~ 16:00	男女参画講師育成講座
6	火	13:30 ~ 15:40	女性のくらし法律講座
7	水		
8	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		9:00 ~ 17:00	再就職・起業準備講座合同会社説明会
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
9	金		
10	土		
11	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
12	月		
13	火		
14	水	13:30 ~ 16:00	消費生活啓発講座(豊後大野市)
15	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
16	金		
17	土		
18	日		休館日
19	月		
20	火	13:30 ~ 15:40	女性のためのところから健康教室
21	水		
22	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
23	金		勤労感謝の日
24	土		
25	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
26	月		
27	火		
28	水		
29	木		
30	金		

12月予定表

1	土	14:00 ~ 16:00	「NPO法人キャリアサポート華」無料相談
2	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
3	月		
4	火	13:30 ~ 15:40	女性のくらし法律講座
5	水		
6	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
7	金		
8	土		
9	日	13:00 ~ 16:00	特別相談(消費生活)
10	月		
11	火		
12	水		
13	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
14	金		
15	土		
16	日		休館日
17	月		
18	火	13:30 ~ 15:40	女性のためのところから健康教室
19	水		
20	木	9:30 ~ 12:00	再就職・準備講座フォローアップ講座
21	金		
22	土		
23	日	13:00 ~ 16:00	天皇誕生日、特別相談(消費生活)
24	月		振替休日
25	火		
26	水		
27	木	9:30 ~ 16:30	働きたい女性のための託児サービス
		13:00 ~ 17:00	IT学習支援(OA研修室無料開放)
28	金		仕事納め
29	土		
30	日		
31	月		



大分県消費生活・男女共同参画プラザ (アイネス)

〒870-0037大分市東春日町1-1(NS大分ビル内)

TEL097-534-4034(代表) FAX 097-534-0684

◎ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html>

◎Eメール a13040@pref.oita.lg.jp

アイネス★ホットと通信・2007年11月号(平成19年11月1日) 発行/大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)



全国産出率100%再生紙を使用した紙